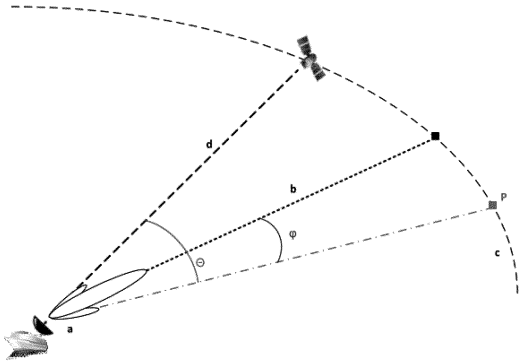
下記、図1は角度θの説明である[3]。

図1




ここで、

a　移動する地球局
b　地球局アンテナの照準方向
c　静止衛星軌道（GSO）
d　移動する地球局から対向GSO FSS衛星へのベクトル
φ　地球局アンテナの照準方向とGSOの弧の上の一点Pとの間の角度
θ　ベクトルdとGSO弧上の点Pとの間の角度
P　θ及びφで示されるGSO弧上の任意の点

[2] 参照が容易となるよう、ITU-R報告S.2357も参照すること。
[3] 図1の寸法比率は、説明用であって縮尺どおりではない。

追　決議第157（WRC-15）　固定衛星業務に分配されている3700-4200 MHz、4500-4800 MHz、5925-6425 MHz及び6725-7025 MHzの周波数帯における新しい非静止衛星軌道システムの技術的及び運用上の事項並びに規制条項の研究

世界無線通信会議（2015年ジュネーブ）は、

以下を考慮し、

a)　静止衛星軌道（GSO）及び非静止衛星軌道（非GSO）双方の衛星群に関連する新しい技術に基づいたシステムは、世界で最も孤立した地域においても大容量、低価格の通信手段を提供できること。

b)　GSO及び非GSO衛星軌道とそれに付随するスペクトルは貴重な資源であり、これらの資源の公平な利用を世界中の国々の便益のために保護すべきこと。

c)　新しい非GSOシステムの利用を促進することは、3700-4200 MHz、4500-4800 MHz、5925-6425 MHz及び6725-7025 MHzの周波数帯で運用するGSO及び非GSOシステムがもたらす容量、スペクトル効率及びその便益を大幅に増大させる可能性があること。

以下に留意し、

a)　3700-4200 MHzの周波数帯（宇宙から地球）における第21条の電力束密度（pfd）制限値及び第22条の等価電力束密度（epfd↓）制限値並びに5925-6725 MHzの周波数帯（地球から宇宙）における第22条の等価電力束密度（epfd↓）の制限値は、WRC-03の議題1.37のもとに特定の長楕円軌道（HEO）形状に基づき策定されたものであるのに対し、この帯域で運用しようとしている新しい非GSOシステムは異なった形の軌道をとる可能性があること。

b)　第22条は固定衛星業務（FSS）に分配された4500-4800 MHz（宇宙から地球）及び6725-7025 MHz（地球から宇宙）の周波数帯における非GSOシステムのepfd↓及びepfd↑制限値を含んでおらず、この帯域の利用は付録第30B号の規定に従うことを条件としていること。

c)　本会議への無線通信局長からの報告が、最近に提出されたシステムの特性「及び既存業務の適切な保護を確保しつつ、非GSO FSSシステムを運用することへの関心の高まりに向けた全体的な流れ」を考慮しつつ、現行の第21条及び第22条の電力制限値の導出に至った前提条件を「見直す又は確認する」必要が生じる可能性があることを認めていること。

d)　今日の技術的及び運用上の特性を考慮しつつ、狙いを絞った研究は、非GSOシステムの3700-4200 MHz、4500-4800 MHz及び5925-7025 MHzの周波数帯における第21条のpfd制限値及び第22条のepfd制限値の適切な値を決定するのに役立つであろうこと。

以下を認識し、

a)　GSOの衛星通信網及び非GSOの衛星通信網が、FSSに分配された衛星軌道及び周波数帯を最も有効に利用できるようにする際には、当該帯域に同じく一次的基礎で分配されている他の業務を考慮すること。

b)　3700-4200MHz、4500-4800MHz及び5925-7025MHzの周波数帯は一つ又は複数の地域で固定及び移動業務に一次的基礎で分配されていること。

c)　3700-4200MHz、4500-4800MHz及び5925-7025MHzの周波数帯では、非GSO FSSシステムは他のGSO FSS網に許容できないような混信を与えたり、それらからの保護を求めてはならないことが第22.2号により義務付けられていること。

d)　宇宙から地球方向のFSSに一次的基礎で分配されている6700-7025 MHzの周波数帯は、第5.458B号に基づき、移動衛星業務（MSS）の非GSOシステムのフィーダリンクに限定されていること。

e)　第5.440A号及び第5.457C号は、GSO網のみを使用するFSSに関して4400-4940 MHz及び5925-6700 MHzの周波数帯の航空機局（第1.83号参照）による飛行試験のための航空移動テレメトリ（AMT）の運用を検討するために採択されたこと。

f)　FSS、移動業務及び固定業務のために特定の保護基準があり、その保護基準の中には保護レベルが定義されていること。

g)　円周軌道を持つ新しい非GSOシステムは、既存の長楕円軌道の非GSOシステムの保護を確保すること。

以下を無線通信部門に要請することを決議し、

FSSに分配された以下の周波数帯において、非GSOシステムに関する下記の課題を研究すること。

a)　3700-4200MHzの周波数帯（宇宙から地球）における、既存一次業務（すなわち、移動及び固定業務）を保護し、かつ、GSO網のための現行の第21条のpfd制限値を維持しつつ、これらのFSS周波数帯において新しい非GSOシステムが運用可能となることを視野に入れた、非GSO FSS衛星のための第21条、表21-4の修正の可能性の特定

b)　3700-4200MHz（宇宙から地球）及び5925-6425MHz（地球から宇宙）の周波数帯における、第22.2号及び現行の保護基準に基づき許容不能な混信からGSO網の保護を確保しつつ、これらの周波数帯で新たな非GSOシステムの運用が可能となることを視野に入れた、非GSOシステムに適用可能な第22条のepfd↓及びepfd↑制限値

c)　上記認識事項f)を考慮しつつ、4500-4800MHz（宇宙から地球）及び6725-7025 MHz帯（地球から宇宙）の周波数帯における、非GSOシステムがこれらの周波数帯で運用できるようにすることを視野に入れ、第22.2号及び現行の保護基準に基づき許容不能な混信からGSO網の保護を確保しつつ、他のFSS周波数帯におけるものと類似な第22条のepfd↓及びepfd↑制限値を策定する可能性

d)　6700-7025MHzの周波数帯における、宇宙から地球方向で運用しているMSSシステムの